

上海外管局、クロスボーダー貿易投資のハイレベル開放の実施細則を公布

国家外貨管理局上海市分局（以下、上海市分局）は2024年1月23日、《クロスボーダー貿易投資のハイレベル開放試行の実施に関する通知》（上海匯發〔2024〕第3号、以下、本通知）を公布・施行しました。

2022年1月、国家外貨管理局は、上海自貿区臨港新エリア、広東自貿区南沙新エリアなどの地域においてクロスボーダー貿易投資のハイレベル開放試行を実施しました。2023年12月、国家外貨管理局は《クロスボーダー貿易投資のハイレベル開放試行エリアの拡大に関する通知》（匯發〔2023〕第30号）を発表し、試行エリアを上海市・江蘇省・広東省（深セン市含む）・北京市・浙江省（寧波市含む）・海南省の各全域に拡大しました^{※1}。

本通知は、上記通知の実施細則として5項目が含まれています。經常項目の実施細則(1項目)では、慎重で法令順守の銀行が、優良企業に対して經常項目の外貨受払などの利便化業務を実施する際の条件を明確化しました。また、資本項目の実施細則(4項目)では、ファイナンスリース親子会社間の外債限度額共有や、銀行による非金融企業の外債契約登記の実施などの試行業務について規定されています。

なお、実施細則は各試行エリアにおいてそれぞれ公布されております。上海以外の試行エリアの細則については各地の外管局分局のウェブサイトをご参照ください。

※1 関連資料についてはSMBC (CHINA) NEWS No.24-03をご参照ください。

※2 本通知の原文については、下記のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.safe.gov.cn/shanghai/2024/0123/2068.html>

1. 実施細則の概要

經常項目の実施細則（1項目）

- クロスボーダー貿易のハイレベル開放（詳細は2.をご参照）
 - 条件に合致する慎重で法令順守の銀行は、デューデリジェンスの原則に基づき、当該銀行の優良企業のために以下を含む利便化業務を提供可能：經常項目の外貨資金受払の利便化、新型国際貿易に係る決済の最適化、貿易受払のネットینگ決済範囲の拡大、貨物貿易の期限超過などの特殊な外貨返金業務の事前登記免除、サービス貿易における立替・費用分担の業務管理の最適化

資本項目の実施細則（4項目）

- ファイナンスリース親子会社間の外債限度額共有（詳細は3.をご参照）
 - ファイナンスリース子会社の外債限度額が不足する場合、親会社の未使用外債限度額を使用して外債調達可能

- 国内再投資受入の登記免除試行
 - 外商投資企業が国内再投資を行う際、試行エリア（上海市・江蘇省・広東省・北京市、浙江省・海南省、深セン市、寧波市を含む）で登記している被投資企業または持分譲渡機構は、国内再投資受入登記が不要（不動産企業除く）
 - 外商投資企業の国内再投資とは、外商投資企業が外貨資本金を使用して、原通貨または人民元転代り金による国内持分投資を実施すること
- 銀行による非金融企業の外債契約・変更登記業務の実施（詳細は 4.をご参照）
 - 上海市で登記し、全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンスモデルによる外債借入を実施する非金融企業は、外債を引き出す前に、上海市分局管轄内の銀行で外債契約登記の手続きが可能
- 銀行による国内企業の国外上場登記・変更・抹消登記業務の実施
 - 条件に合致する非金融企業は、関連資料により直接上海市分局管轄内の銀行で国外上場登記（変更、抹消含む）の申請が可能
 - 国外上場（新規発行、増加発行）備案に際して、H株の「全流通」への参加が承認されている企業は、H株の「全流通」変更登記を単独に申請することが不要であり、国外上場登記と同時に申請可能

2. クロスボーダー貿易のハイレベル開放

対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 条件に合致する慎重で法令順守の銀行（以下、本項目では「銀行」）、および銀行が確定する優良企業は、本実施細則に規定されたクロスボーダー貿易のハイレベル開放利便化業務の適用可
優良企業条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行は顧客の自主原則に基づき、業務実施に関する十分なデューデリジェンスを通して優良企業リストを確定し、かつ優良企業は以下の条件を有しなければならない <ul style="list-style-type: none"> ● 原則、当該銀行による経常項目の外貨受払を2年以上継続して行っていること <ul style="list-style-type: none"> ※ 集中的な財務管理を実施するグループ企業は、上海市で登記する1社のメンバー企業（主幹企業）が当該銀行に統括申請を行い、その他のメンバー企業（遠隔地含む）は、グループ内の集中的な財務管理を実施しなければならないが、当該銀行による経常項目の外貨受払を2年以上継続することは不要 ● 企業は信義誠実であり、コンプライアンスや経営状況が良好で、資金受払および貿易与信、貿易融資が実際の経営状況と一致していること ● 直近2年間の貨物貿易外貨管理分類が継続的A類（貨物貿易の外貨受払リスト内企業の場合）であり、かつ外貨管理局による処罰を受けていないこと ● 企業は、経常項目の外貨受払を監督・評価する専門員を設置し、経常項目の外貨受払および取引の真実性・論理性・合理性を証明する能力を有し、取引の痕跡を残すこと ● リスク防止のために当該銀行が規定するその他条件

利便化業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 経常項目の外貨資金受払の利便化 <ul style="list-style-type: none"> ● 銀行は、「Know Your Customer」・「Know Your Business」・「デューデリジェンス」の原則に基づき、優良企業のために経常項目の外貨受払業務の取り扱いが可能。 1 件あたり 5 万米ドル相当以上のサービス貿易における外貨送金に関して、《サービス貿易項目の対外支払税務備案表》を事後検査可能 ● 新型国際貿易に係る決済の最適化 <ul style="list-style-type: none"> ● 銀行は地域の戦略的位置付けと業界特徴に基づき、金融サービスを刷新し、優良企業の真実かつコンプライアンスに準拠した新型国際貿易に係る外貨受払業務について、自主的に取り扱い可能 ● 貿易受払のネットイング決済範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ● 優良企業が同一の海外取引相手に対する経常項目の外貨受払業務を取り扱う場合、銀行は、リスクコントロールできることを前提として、優良企業のために以下のネットイング業務の取り扱いが可能 <ol style="list-style-type: none"> ① 国内外における関連企業間の一般貿易の受払ネットイング ② 貨物代金・早出料・延滞料の受払ネットイング ③ 売上代金とそれに係る売上割戻間の受払ネットイング ④ 運送料の受払ネットイング ⑤ 外貨管理局が規定するその他情況 ● ネットイングを実施する企業はその周期を合理的に調整しなければならず、適時に未収・未払代金を清算し、原則として各四半期に最低一回のネットイングを行うこと ● 貨物貿易の期限超過時における特殊外貨返金業務の事前登記免除 <ul style="list-style-type: none"> ● 銀行は、優良企業のために外貨返金日と元の受取・支払日との間隔が 180 日（180 日を含まない）以上あるいは特殊な事情により元のルートに返金できない貨物貿易外貨返金業務の取り扱いが可能 ● サービス貿易における立替・費用分担業務管理の最適化 <ul style="list-style-type: none"> ● 優良企業とその関連海外関連機構との間で発生する 12 ヶ月超のサービス貿易項目の立替や費用分担業務、および非関連海外機構との間で発生するサービス貿易項目の立替や費用分担業務について、真実性と合理性を審査した上で取り扱い可能
-------	--

3. ファイナンスリース親子会社間の外債限度額共有

対象定義	<ul style="list-style-type: none"> ● ファイナンスリース親・子会社とは、ファイナンスリース会社およびそのファイナンスリース会社がファイナンスリース業務を取り扱うために設立した特別目的会社（SPV）であり、金融リース会社は含まない
外債限度額	<ul style="list-style-type: none"> ● 試行参加会社は全口径クロスボーダー融資マクロプルーフモデルでの外債借入を実施 ● 共有可能な外債限度額 = ファイナンスリース親会社の外債限度額 - 親会社利用済の外債限度額 - Σ 各子会社共有済の外債限度額

申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 試行参加会社は、実施細則に規定された条件を満たす必要があり、親会社が上海市分局に関連申請資料を提出 ● 上海市分局は、親会社の外債限度額共有範囲内で、実際の需要に応じて各子会社に共有する外債限度額を決定
外債契約・変更 登記	<ul style="list-style-type: none"> ● 子会社は実施細則に規定された書類を以て、上海市分局に外債契約・変更登記の申請が可能 ● 親会社の純資産の変動、子会社の試行の追加/脱退などにより外債限度額の共有に影響が生じる場合、親会社は即時に上海市分局に改めて外債限度額共有申請を提出しなければならない
業務終了	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての子会社が共有限度額で借入した外債を返済し、かつ外債抹消登記を行った後、親会社は業務終了の申請が可能

4. 銀行による非金融企業の外債契約締結・変更登記

対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 上海市で登記し、全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンスモデルによる外債借入を実施する非金融企業 (不動産企業、地方政府融資プラットフォーム、ファイナンスリース会社、融資担保会社、商業ファクタリング会社、地方資産管理会社、小額貸付会社、質屋を除く)
外債契約・変更 登記	<ul style="list-style-type: none"> ● 非金融企業の債務者は、外債を引き出す前に、以下の書類を以て上海市分局管轄内の銀行で外債契約・変更登記の手続きが可能 <ul style="list-style-type: none"> ● 《非金融企業外債登記申請表（マクロプルーデンスモデル）》（必要な場合、書面による説明を添付） ● 外債契約主要条項のコピー（公章押印） ● 監査済の財務報告（前年度あるいは直近1期） ● もとの《国内機構外債契約締結情況表》および関連業務登記証憑（変更登記時に提供） ● 銀行が登記手続きを行った後、《国内機構外債契約締結情況表》と《業務登記証憑》に銀行業務印を押印し、申請人に返却

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
电话 : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階、6階603室
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。